世田谷区建築・設備設計等委託成績評定要綱

27 世経理第401号 平成27年12月3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築工事等の設計等の委託を受けた者に係る成績評定(以下「評定」という。)に関し、必要な事項を定め、受託業者の適正な選定及び効果的な指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする委託は、世田谷区が施行する建築工事、機械設備工事及び電気設備工事についての工事施行規程(昭和50年9月世田谷区訓令甲第33号。次条第1項第1号において「規程」という。)第26条に規定する設計等の委託(設計及び監理の委託に限る。)であって、1件の予定価格が50万円を超えるもののうち、世田谷区契約事務規則(昭和39年3月規則第4号)第2条第2項に規定する契約担当者が当該委託の発注時に指定するものとする。

(評定を行う者)

- 第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、次に掲げる者とする。
- (1)規程第18条第1項に規定する監督基準に定める総括監督員、主任 監督員及び担当監督員であって、評定の対象とする委託を監督すべき 者
- (2)契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号。以下この条に おいて「規則」という。)第56条第3項に規定する検査員(規則第5 6条の2の職員を含む。以下同じ。)であって、評定の対象とする委託 の検査(規則第56条又は第56条の2の規定による検査をいう。以 下同じ。)を行うべき者
- 2 評定の対象とする委託を監督すべき前項第1号に掲げる主任監督員又

は担当監督員が複数いる場合にあっては、主たる主任監督員又は担当監督員を評定者とする。この場合において、評定者は他の主任監督員又は担当監督員の意見を聴いて評定を行わなければならない。

3 評定の対象とする委託の検査を行うべき第1項第2号の検査員が複数 いる場合にあっては、前2項の規定により評定者となる者と同一の職務 に係る設計の委託又は監理の委託の検査を行うべき検査員を評定者とす る。

(評定の時期)

第4条 評定者は、検査が完了したときは、速やかに評定を行わなければ ならない。

(評定の方法)

- 第5条 評定者(総括監督員たる評定者(以下「総括評定者」という。) を除く。)は、次の各号に掲げる委託の区分に応じ、当該各号に掲げる様式に定める評価項目について、次条及び第7条に定めるところに従って評定を行うものとする。
- (1)設計の委託 設計委託成績評定表(正)(第1号様式)
- (2) 監理の委託 工事監理委託成績評定表(正)(第2号様式)

(検査員たる評定者の評定項目)

- 第6条 検査員たる評定者は、前条各号に掲げる様式に定める評定項目の うち、設計の委託にあっては「業務目的の達成度」について、監理の委 託にあっては「専門技術力」、「管理技術力(「迅速性 工程管理能力 調 整能力)」に限る。)」及び「施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事 の確認(「業務報告書等の的確な取りまとめ」に限る。)」についてそれぞ れ評定を行うものとする。
- 2 検査員たる評定者は、前項の規定により評定を行ったときは、その結果を担当監督員たる評定者(以下「担当評定者」という。)に通知しなければならない。

(主任監督員たる評定者等の評定項目)

- 第7条 主任監督員たる評定者(以下「主任評定者」という。)及び担当 評定者は、第5条各号に掲げる様式に定める評定項目のうち、設計の委託にあっては、「業務の実施能力」、「業務の実施状況」及び「業務目的の達成度」について、監理の委託にあっては「専門技術力」、「管理技術力(「品質管理能力」及び「弾力性等」に限る。)」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢 社会性」及び「施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認(「目的の達成度他」に限る。)」についてそれぞれ評定を行うものとする。
- 2 主任評定者及び担当評定者は、前項の規定により評定を行ったときは、 その結果を総括評定者へ報告しなければならない。

(総括評定者による査定等)

- 第8条 総括評定者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る評定の結果について主任評定者及び担当評定者に対してヒアリングを行い、当該評定結果の査定を行うものとする。
- 2 総括評定者は、事故等による減点表(第3号様式)に定める評定項目 について評定を行うものとする。
- 3 総括評定者は、前2項の規定による査定及び評定をもって総括評定者、 主任評定者及び担当評定者による評定の点数を確定するものとする。

(総評定点)

第9条 総括評定者、主任評定者及び担当評定者による評定の点数と検査 員たる評定者による評定の点数とを合算した点数に基礎点を加算したも のを総評定点とする。

(報告)

第10条 総括評定者は、前4条の規定による評定の結果(以下「評定結果」という。)を設計委託成績評定表(正)又は工事監理委託成績評定表

(正)により所属する部の長に報告しなければならない。

(評定表の送付)

- 第11条 総括評定者は、設計委託成績評定表(副)(第1号の2様式) 又は工事監理委託成績評定表(副)(第2号の2様式)を、評定の対象と した委託に係る契約事務を主管する課の長(以下「契約事務主管課長」 という。)及び当該委託の評定を行った検査員たる評定者に送付しなけれ ばならない。
- 2 前項の規定により設計委託成績評定表(副)又は工事監理委託成績評 定表(副)の送付を受けた契約事務主管課長は、評定結果を当該設計委 託成績評定表(副)又は工事監理委託成績評定表(副)により所属する 部の長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により設計委託成績評定表(副)又は工事監理委託成績 評定表(副)の送付を受けた検査員たる評定者は、委託成績評定通知書 (第4号様式又は第4号の2様式)を作成し、契約事務主管課長へ送付 しなければならない。

(評定結果の通知)

- 第12条 前条第3項の規定により委託成績評定通知書の送付を受けた契約事務主管課長は、評定結果を当該委託成績評定通知書により評定の対象とした委託の受託者(以下「受託者」という。)に通知しなければならない。
- 2 総評定点に応じた評価結果の評語を次の通り定める。
- (1)80点以上 優秀
- (2)70点以上79点以下 良好
- (3)60点以上69点以下 普通
- (4)50点以上59点以下 やや不良
- (5)49点以下 不良

(評定結果の説明)

第13条 評定者は、受託者が評定結果について説明を求めたときは、速 やかにこれに応じなければならない。

(再説明)

- 第14条 契約事務主管課長は、第12条第1項の規定により評定結果の 通知をする際に、受託者に対し、前条の規定による説明に不服があると きは当該通知の到達した日から起算して14日以内に再説明請求書(第 5号様式)を提出することにより再説明を求めることができる旨を告知 しなければならない。
- 2 契約事務主管課長は、受託者が再説明を求めたときは、世田谷区入札 参加者等選定委員会規程(昭和40年4月訓令甲第35号)に基づく世 田谷区入札参加者等選定委員会の審議を経て、再説明回答書(第6号様 式)により回答するものとする。

(評定結果の修正)

- 第15条 評定者は、前条第2項の規定による審議の結果を勘案し、又は 次に掲げる場合は、必要に応じて評定結果(他の評定者に係る評定結果 を含む。)を修正することができる。
- (1)受託者の責に帰すべき事由による事故等があったこと又は成果物に 隠れたかし(軽微なものを除く。)があることが第12条第1項の規定 による通知を発した後に判明したとき。
- (2)評定者の錯誤による評定結果であって修正すべきものであることが 判明したとき。
- 2 前項の規定による評定結果の修正は、第12条第1項の規定による通知を発した日から5年を経過した日以後は行うことができないものとする。
- 3 第1項の規定による評定結果の修正は、設計の委託にあっては【修正】 設計委託成績評定表(正)(第8号様式)を、監理の委託にあっては【修 正】工事監理委託成績評定表(正)(第9号様式)を用いて行うものとす る。

4 第8条から第12条までの規定は、第1項の規定により評定結果を修正する場合に準用する。この場合において、第11条第1項及び第2項中「設計委託成績評定表(副)(第1号の2様式)」とあるのは、「【修正】設計委託成績評定表(副)(第8号の2様式)」と、「工事監理委託成績評定表(副)(第2号の2様式)」とあるのは「【修正】工事監理委託成績評定表(副)(第9号の2様式)」とあるのは「【修正】工事監理委託成績評定表(副)(第9号の2様式)」と、同条第3項中「委託成績評定通知書(第4号様式又は第4号の2様式)」とあるのは「委託成績評定通知書(修正)(第7号様式又は第7号の2様式)」と読み替えるものとする。

(修正した評定結果の説明)

第16条 第13条及び第14条の規定は、前条第1項の規定により評定 結果を修正する場合に準用する。

(評定結果の活用)

- 第17条 評定結果(第15条の規定により修正した後の評定結果を含む。 次項において同じ。)は、事後において、評定の対象とした委託と同種の 委託に係る契約を当該評定に係る受託者と締結する際に活用するものと する。
- 2 前項に定めるもののほか、契約事務主管課長は、評定結果を有効かつ 適切に活用するよう努めるものとする。

(指名の制限)

第18条 契約事務主管課長は、評定における評語が不良である委託の受託者を、世田谷区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平成20年11月1日20世経理第429号)に基づき、相当な期間を定め、当該委託と同種の委託に係る指名競争入札の参加者に指名しないものとする。

(委任)

第19条 この要綱の実施についての細目は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月8日から施行する。

【様式】

設計委託成績評定表(正)	第1号様式
設計委託成績評定表(副)	第1号の2様式
工事監理委託成績評定表(正)	第2号様式
工事監理委託成績評定表(副)	第2号の2様式
採点表 (事故等による減点)	第3号樣式
委託成績評定通知書	第4号樣式
委託成績評定通知書	第4号の2様式
再説明請求書	第5号樣式
再説明回答書	第6号樣式
委託成績評定通知書(修正)	第7号樣式
委託成績評定通知書(修正)	第7号の2様式
【修正】設計委託成績評定表(正)	第8号樣式
【修正】設計委託成績評定表(副)	第8号の2様式
【修正】工事監理委託成績評定表(正)	第9号樣式
【修正】工事監理委託成績評定表(副)	第9号の2様式